

保存書類

※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を
求める場合がございますので、7年間保存して
ください。

飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を示す書類として、最終的な取引先が、対象措置実施都道府県で時短営業の要請を受けた飲食店または対象措置実施都道府県の消費者であることを示す書類を保存してください。

主な例

<必須>



自らの販売・提供先との反復継続した取引または消費者との継続した取引を示す

帳簿書類および通帳



<上記に加えて、以下のいずれか1項目>

※所在地や事業によっては必要となる書類



・対象措置実施都道府県で消費者向けの事業を行っていることを示す

商品・サービスの一覧表、店舗写真、
および貸借借契約書・登記簿



・旅行者の5割以上が対象措置実施都道府県から来訪していることを示す

統計データ



・対象措置実施都道府県の消費者との継続した取引を示す

顧客データまたは自ら
実施した顧客調査結果



・自らの販売・提供先が対象措置都道府県の卸売市場または流通事業者であることを示す

書類



・所在地域から対象措置実施都道府県の卸売市場または流通事業者への反復継続した取引を示す

書類・統計データ